

第4回 第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

持ち回り審議次第

I 審議・報告事項

1. 地下水の環境基準への到達に向けての計測の実施状況と結果（その1）
 - － 四半期ごとの報告(令和6年度春季)を中心とした令和5年9月以降の計測結果 －（審議）
2. 自然浄化対策の実施状況と豊島処分地全体の保全管理の状況（その1）（令和6年3月～5月）（審議）
3. 浸透池周辺の盛土による嵩上げ工事の進捗状況（報告）

地下水の環境基準への到達に向けての計測の実施状況と結果（その 1）

－ 四半期ごとの報告(令和 6 年度春季)を中心とした令和 5 年 9 月以降の計測結果 －

第 18 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R5. 3. 26Web 開催）において審議・承認いただいた「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」及び第 3 回第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R6. 3. 27Web 開催）で審議・承認された「令和 6 年における各種調査の実施方針」に基づき、地下水の水質計測を継続している。なお、「豊島処分地の地下水における排水基準の達成から現在までの濃度計測に関する経緯と対応」については、別紙 1 に示す。

今回、地下水の水質調査を令和 6 年 5 月（令和 6 年度春季）に実施したことから、その結果を中心に第 1 回 第 2 次フォローアップ委員会（R5. 9. 25Web 開催）以降に実施した地下水の水質計測の結果を別紙 2 のとおり報告する。

豊島処分地の地下水における排水基準の達成から現在までの 濃度計測に関する経緯と対応

豊島処分地の地下水に対する浄化対策については、令和 3 年 7 月 31 日*1 まで「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業」として積極的な対策(揚水や注水/揚水、化学処理など)を実施し、処分地全域での排水基準の到達・達成を実現している。*2, 3

*1: 第 17 回(R3.4.28 開催)から第 19 回(R3.7.31 開催)の地下水検討会で排水基準の到達及び達成の確認の申請を行い、承認された。

*2: 「豊島処分地における地下水浄化対策等に関する基本的事項」(H29.10.9 策定)

上記では、【地下水浄化対策の目標】として『豊島処分地の地下水の水質をできる限り速やかに環境基準に到達させ、環境基準達成の確認をすることを目標とするが、最低でも上記の産廃特措法の延長期限(注: 令和 4 年度末)までに、処分地全域に渡って地下水の水質を排水基準に到達させ、排水基準達成の確認をし、高度排水処理施設等の撤去や遮水機能の解除、処分地の整地等を完了させるものとする。』

*3: 「処分地全域での地下水における排水基準の到達及び達成の確認マニュアル」(R2.8.28 策定)

その後は、上記の「基本的事項」の対応*4 に従い、かつ「環境基準の到達・達成マニュアル」*5 に基づき、自然浄化対策により地下水の環境基準の到達・達成を目指すことになる。なお、『到達』から『達成』の間では、年 4 回の計測の実施が上記マニュアルに定められている。*6 しかしながら局所的な汚染のある 3 地点では、その特性に応じた追加的対策が必要と判断され、令和 5 年 3 月 3 日まで実施された。*7 このため各地点における追加的浄化対策の停止から 1 年が経過するまでの間は、環境基準の到達・達成に用いる 4 計測地点での水質計測を月 1 回で実施することとなった。*8

*4: 「基本的事項」で【地下水浄化対策の策定・実施とその効果の確認】として、『排水基準に到達するまでは積極的な地下水浄化対策を採用し、その後は自然浄化対策(簡易な整地による地下水浸透を促進するなどの対策も含む)を適用する。』

*5, 6: 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」(R3.8.19 策定)
【計測頻度】で『計測頻度については、原則として年 4 回とする。』

*7: 第 25 回(R4.7.30 開催)、第 27 回(R4.12.20 開催)及び第 28 回(R5.3.3 開催)の地下水検討会で「追加的浄化対策の終了の確認」が審議・承認された。

*8: 第 1 回第 2 次フォローアップ委員会(R5.9.25 開催)で「令和 5 年度における各種調査の実施方針」が審議・承認され、この中で定められた。

上記に従って令和5年4月から9月には地下水計測を月1回実施していたが、9月末で追加的浄化対策の停止から1年が経過したことから、令和5年10月以降は「各種調査の実施方針」に従って年4回(春5月、夏8月、秋11月、冬2月)の計測とする。ただし、今後1年間の計測結果を見た上で計測頻度について再考することとした。

令和6年5月(令和6年度春季)を中心とした令和5年9月以降の地下水の水質計測の結果

1. 概要

令和3年7月に豊島処分地全域における地下水の排水基準の達成の確認が行われ、令和5年3月末までに事業に供した施設・設備等の撤去、遮水機能の解除工事、処分地の整地工事等が完了した。今年度からは自然浄化により地下水の水質が環境基準の到達及び達成の確認が行われるまで水質計測を継続するとともに、豊島処分地の維持管理等を行うこととなっている。

今回、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」(第18回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会(R5.3.26Web開催で策定)(以下、環境基準の到達・達成マニュアルという。))並びに「令和6年度における各種調査の実施方針」に基づき実施している地下水の水質計測の結果について、令和6年5月に行った令和6年度春季を中心、前回の第3回第2次フォローアップ委員会報告についての対象期間末の令和6年2月以降に実施した結果を示し、審議いただく。

2. 環境基準の到達に向けて実施している地下水の水質計測の結果

環境基準の到達及び達成の確認のための地下水計測点⑩⑪⑫D西-1を図1に、その井戸の仕様を表1に、令和5年9月、11月、令和6年2月及び5月の水質調査の結果は表2から表5に示す。地下水浄化対策停止後からこれまでの地下水計測点における水質の推移は表6、図2、3のとおりで、いずれの汚染物質についても排水基準の超過は確認されていない。

また、積極的な地下水浄化対策停止以降、ベンゼンは、すべての地下水計測点で安定して環境基準に適合する状況に至っていない。また、地下水計測点D西-1の1,4-ジオキサンは数か月間、環境基準値以下で推移し、一方、地下水計測点⑩⑪のそれは環境基準値を超えて推移し、地下水計測点⑩では安定して環境基準に適合する状況に至っていない。

有機塩素系化合物は、すべての地下水計測点で安定して環境基準に適合している。

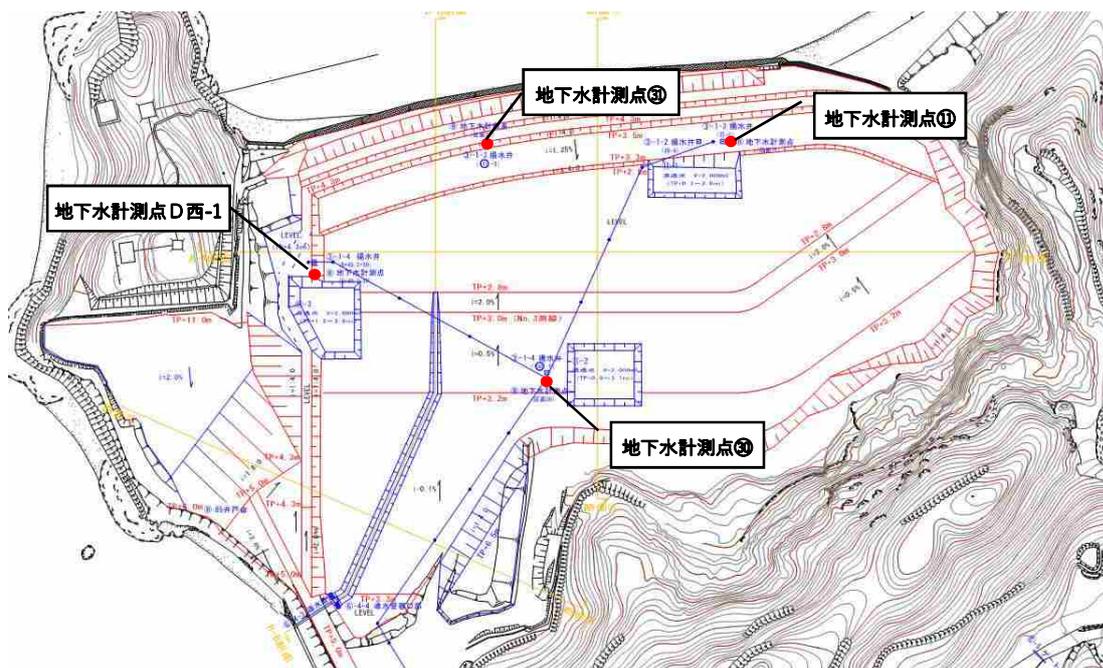


図1 環境基準の到達及び達成の確認のための地下水計測点

表1 各地下水計測点の井戸の仕様等

地下水計測点	単位	⑪	⑳	㉑	D西-1
地表面位置(TP)	m	3.6 (3.4)	3.1 (3.2)	4.1 (4.3)	3.8 (4.3)
管径	mm	50	50	50	50
管頂位置(TP)	m	4.1 (4.0)	3.6 (3.8)	4.6 (4.5)	4.7 (4.5)
管底位置(TP)	m	-10.9	-5.0	-8.4	-7.0
スクリーン区間(TP)	m	0.0~-10.9	0.0~-5.0	0.0~-8.4	0.0~-7.0

(注1) 令和5年8月に測量を行ったことから、前回から地表面位置及び管頂位置を変更している。
()内は前回分の数値である。

表2 地下水計測点の水質の調査結果 (R5. 9月)

地下水計測点	単位	⑪	⑳	㉑	D西-1	地下水環境基準	排水基準
検体採取日	—	R5.9.12	R5.9.12	R5.9.12	R5.9.12		
観測井水位(T.P.)	m	2.42	2.81	2.21	2.73		
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5		
塩化物イオン	mg/L	440	270	1400	120	—	—
ベンゼン	mg/L	0.019	0.006	0.015	0.039	0.01	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.056	0.096	0.18	0.025	0.05	0.5
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.007	0.04	0.4
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0006	0.002	(0.02) ^(注3)

(注1) 黄色は環境基準超過、橙色は排水基準超過である。

(注2) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に定める観測孔深度で採水できなかった場合は、「欠測」と表現する。

(注3) クロロエチレンは排水基準が定められていないが、環境基準の10倍の値を排水基準として評価した。

表3 地下水計測点の水質の調査結果 (R5. 11月)

地下水計測点	単位	⑪	⑳	㉑	D西-1	地下水環境基準	排水基準
検体採取日	—	R5.11.14	R5.11.14	R5.11.14	R5.11.14		
観測井水位(T.P.)	m	1.49	1.69	1.24	1.63		
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5		
塩化物イオン	mg/L	1000	250	1200	110	—	—
ベンゼン	mg/L	0.006	0.002	0.024	0.002	0.01	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.13	0.13	0.20	0.029	0.05	0.5
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.4
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	(0.02) ^(注3)

(注1) 表2の注釈1～3は、表3においても同様とする。

表4 地下水計測点の水質の調査結果 (R6. 2月)

地下水計測点	単位	①	③	③	D西-1	地下水環境基準	排水基準
検体採取日	—	R6.2.14	R6.2.14	R6.2.14	R6.2.14		
観測井水位(T.P.)	m	1.11	1.39	0.79	1.12		
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5		
塩化物イオン	mg/L	880	290	1300	100	—	—
ベンゼン	mg/L	0.002	<0.001	0.013	0.009	0.01	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.087	0.11	0.20	0.020	0.05	0.5
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.4
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.0007	0.0014	0.002	(0.02) ^(注3)

(注1) 表2の注釈1～3は、表4においても同様とする。

表5 地下水計測点の水質の調査結果 (R6. 5月)

地下水計測点	単位	①	③	③	D西-1	地下水環境基準	排水基準
検体採取日	—	R6.5.15	R6.5.15	R6.5.15	R6.5.15		
観測井水位(T.P.)	m	2.49	2.86	2.05	2.63		
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5		
塩化物イオン	mg/L	310	260	1100	51	—	—
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.013	0.006	0.01	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.007	0.10	0.15	<0.005	0.05	0.5
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.005	0.01	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.005	0.04	0.4
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	(0.02) ^(注3)

(注1) 表2の注釈1～3は、表5においても同様とする。

表6 地下水計測点における水質の調査結果（対策停止後～現在）その1

地下水計測点① ← R4.10.1～対策停止

汚染物質等	単位	R4.7.4	R4.8.1	R4.8.23	R4.9.5	R4.9.21	R4.10.4	R4.10.18	R4.11.8	R4.11.22	R4.12.6	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.011	0.011	0.008	0.015	0.031	0.033	0.034	0.001	0.001	0.016	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.17	0.16	0.12	0.17	0.17	0.17	0.16	0.17	0.16	0.15	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	1.58	1.59	1.70	1.79	1.66	1.62	1.52	1.31	1.46	1.84	—	—	—

地下水計測点② ← R4.6.28～対策停止

汚染物質等	単位	R4.7.4	R4.8.1	R4.8.23	R4.9.5	R4.9.21	R4.10.4	R4.10.18	R4.11.8	R4.11.22	R4.12.6	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	0.008	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.22	0.27	0.21	0.18	0.17	0.17	0.16	0.11	0.13	0.16	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	0.0002	0.0002	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	0.51	0.75	1.05	1.05	1.01	1.05	1.05	1.60	1.52	1.43	—	—	—

地下水計測点③

汚染物質等	単位	R4.7.4	R4.8.1	R4.8.23	R4.9.5	R4.9.21	R4.10.4	R4.10.18	R4.11.8	R4.11.22	R4.12.6	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.014	0.013	0.009	0.009	0.008	0.003	ND	ND	0.001	0.008	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.31	0.32	0.34	0.31	0.27	0.21	0.21	0.19	0.21	0.17	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	0.78	0.78	1.04	1.03	1.07	0.99	0.93	1.00	1.00	1.06	—	—	—

地下水計測点D西-1 ← R4.7.8～対策停止

汚染物質等	単位	R4.7.4	R4.8.1	R4.8.23	R4.9.5	R4.9.21	R4.10.4	R4.10.18	R4.11.8	R4.11.22	R4.12.6	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.011	0.006	0.005	0.007	0.009	0.011	0.020	ND	ND	0.008	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.36	0.36	0.45	0.42	0.42	0.37	0.36	0.30	0.34	0.25	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	0.016	0.010	0.024	0.009	0.002	ND	ND	ND	0.002	0.01	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.018	0.012	0.025	0.032	0.032	ND	0.011	ND	ND	0.017	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	0.0052	0.0039	0.010	0.012	0.015	ND	0.0061	0.0074	0.013	0.010	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	-0.82	-0.77	0.58	0.92	1.03	1.06	1.23	1.03	-0.86	0.66	—	—	—

地下水計測点④

汚染物質等	単位	R4.12.20	R5.1.16	R5.1.26	R5.2.7	R5.2.21	R5.3.7	R5.3.20	R5.4.11	R5.5.16	R5.6.13	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.012	0.012	ND	0.006	0.009	0.008	0.009	ND	0.001	ND	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.12	0.20	0.13	0.22	0.24	0.15	0.17	ND	0.014	ND	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	1.66	1.43	1.34	1.26	1.22	1.16	1.21	1.55	2.51	2.71	—	—	—

地下水計測点⑤

汚染物質等	単位	R4.12.20	R5.1.16	R5.1.26	R5.2.7	R5.2.21	R5.3.7	R5.3.20	R5.4.11	R5.5.16	R5.6.13	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.015	0.023	0.047	0.005	0.040	0.025	0.051	ND	0.003	0.050	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.16	0.27	0.14	0.18	0.20	0.13	0.15	0.099	0.12	0.088	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	1.08	1.33	1.39	1.65	1.58	1.50	1.50	1.85	2.86	2.87	—	—	—

地下水計測点⑥

汚染物質等	単位	R4.12.20	R5.1.16	R5.1.26	R5.2.7	R5.2.21	R5.3.7	R5.3.20	R5.4.11	R5.5.16	R5.6.13	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.009	0.009	0.008	0.007	0.016	0.023	0.018	0.015	0.034	0.031	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.14	0.23	0.14	0.21	0.24	0.22	0.21	0.14	0.29	0.12	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.0002	0.0002	ND	0.0003	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	1.98	0.79	0.75	0.81	1.79	0.84	0.94	1.02	2.01	2.2	—	—	—

地下水計測点D西-1

汚染物質等	単位	R4.12.20	R5.1.16	R5.1.26	R5.2.7	R5.2.21	R5.3.7	R5.3.20	R5.4.11	R5.5.16	R5.6.13	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.032	0.023	0.037	0.034	0.022	0.023	0.024	0.018	0.003	0.032	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.27	0.25	0.26	0.34	0.28	0.20	0.19	0.23	0.066	0.032	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	0.0048	0.0062	0.0033	ND	0.0034	0.0017	0.0017	0.0003	0.0008	0.0005	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	-2.17	0.87	0.93	0.90	0.60	0.45	0.45	1.26	2.57	2.69	—	—	—

- (注1) 黄色は環境基準超過、橙色は排水基準超過である。
- (注2) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に定める観測孔深度で採水できなかった場合は、「欠測」と表現する。
- (注3) クロロエチレンは排水基準が定められていないが、環境基準の10倍の値を排水基準として評価した。

表6 地下水計測点における水質の調査結果（対策停止後～現在）その2

地下水計測点①

汚染物質等	単位	R5.7.11	R5.8.8	R5.9.12	R5.11.14	R6.2.14	R6.5.15	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.007	0.012	0.019	0.006	0.002	ND	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.025	0.025	0.056	0.13	0.087	0.007	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	2.69	2.24	2.42	1.49	1.11	2.49	—	—	—

地下水計測点③

汚染物質等	単位	R5.7.11	R5.8.8	R5.9.12	R5.11.14	R6.2.14	R6.5.15	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.026	0.004	0.006	0.002	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.13	0.11	0.096	0.13	0.11	0.10	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	3.02	2.51	2.81	1.69	1.39	2.86	—	—	—

地下水計測点④

汚染物質等	単位	R5.7.11	R5.8.8	R5.9.12	R5.11.14	R6.2.14	R6.5.15	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.045	0.029	0.015	0.024	0.013	0.013	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.20	0.21	0.18	0.20	0.20	0.15	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.0007	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	2.11	1.74	2.21	1.24	0.79	2.05	—	—	—

地下水計測点D西-1

汚染物質等	単位	R5.7.11	R5.8.8	R5.9.12	R5.11.14	R6.2.14	R6.5.15	環境基準	排水基準	定量下限値
ベンゼン	mg/L	0.039	0.023	0.039	0.002	0.009	0.006	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.035	0.026	0.025	0.029	0.020	ND	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.007	ND	ND	0.005	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	0.0004	ND	0.0006	ND	0.0014	ND	0.002	(0.02) ^(注3)	0.0002
観測井水位(T.P.)	m	2.81	2.27	2.73	1.63	1.12	2.63	—	—	—

(注1) 黄色は環境基準超過、橙色は排水基準超過である。

(注2) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に定める観測孔深度で採水できなかった場合は、「欠測」と表現する。

(注3) クロロエチレンは排水基準が定められていないが、環境基準の10倍の値を排水基準として評価した。

地下水計測点⑪

地下水計測点⑩

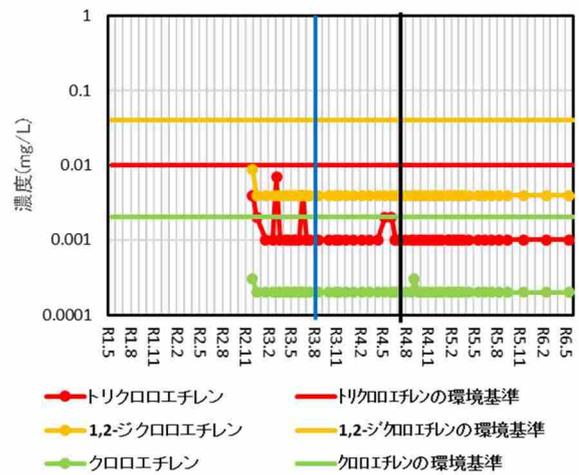
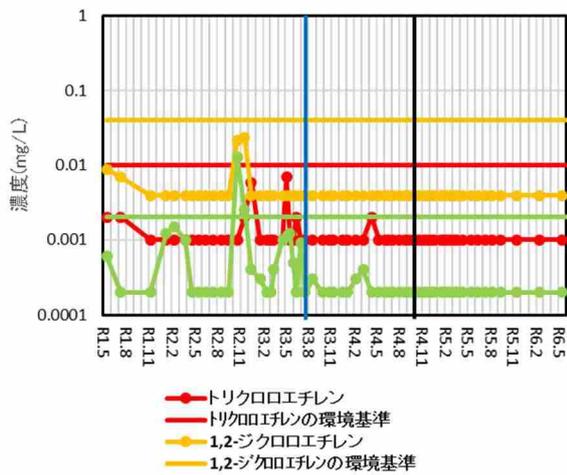
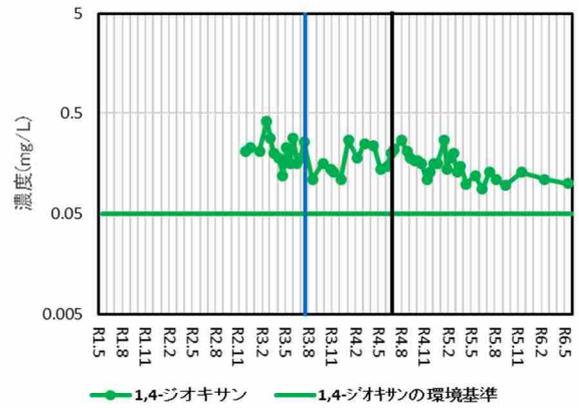
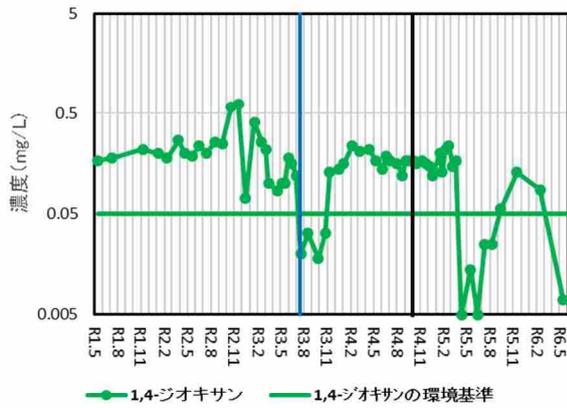
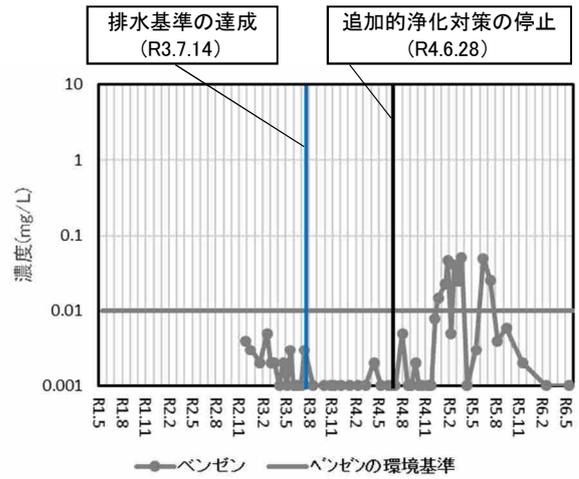
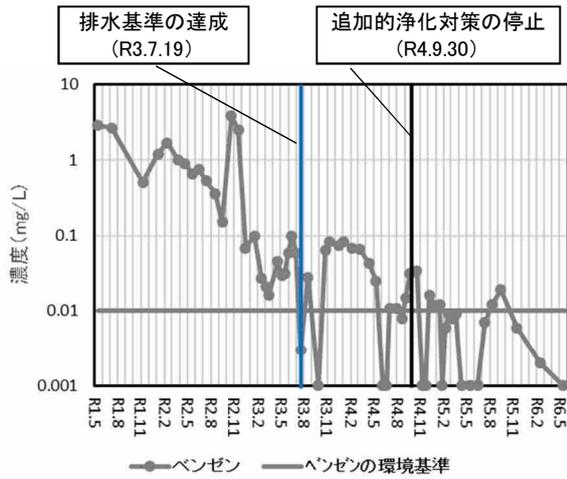
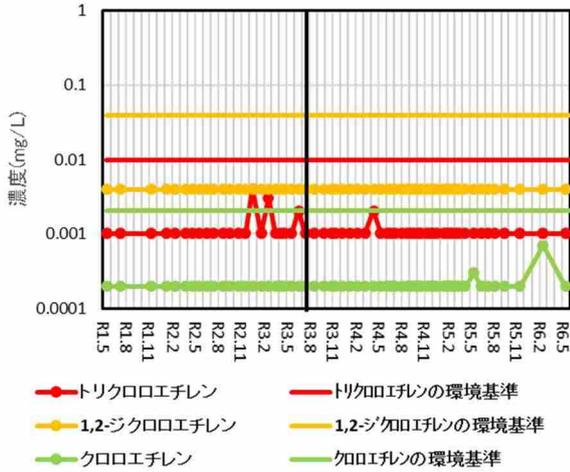
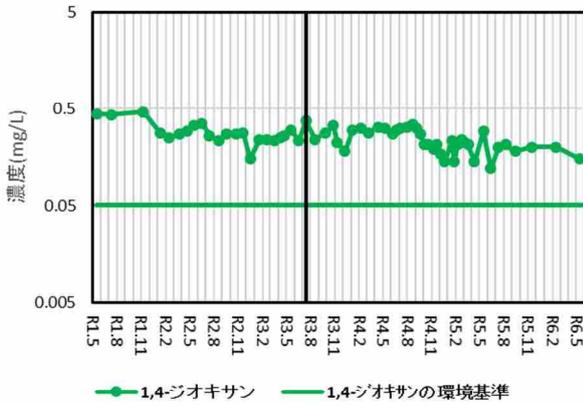
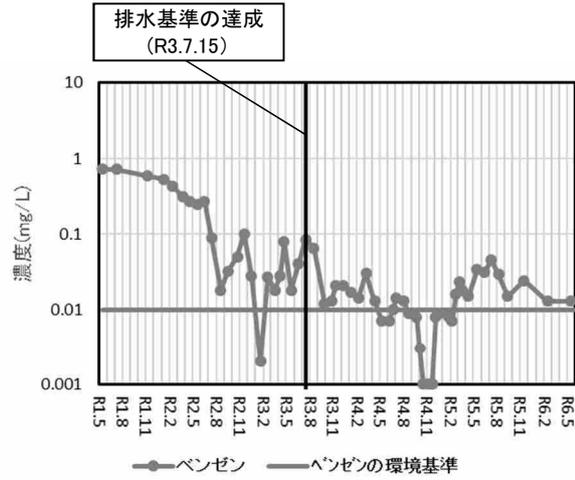


図2 地下水計測点⑪⑩における汚染物質濃度の推移

地下水計測点③



地下水計測点D西-1

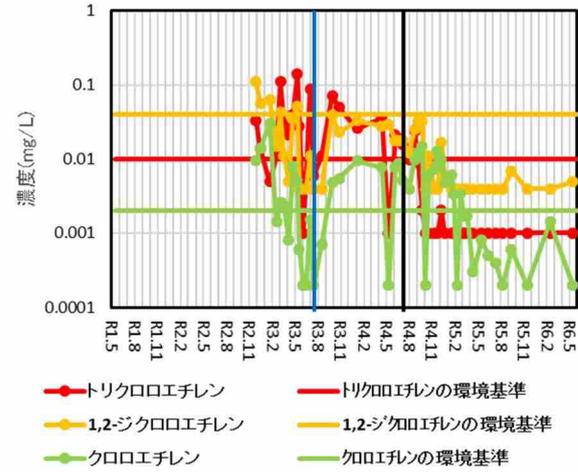
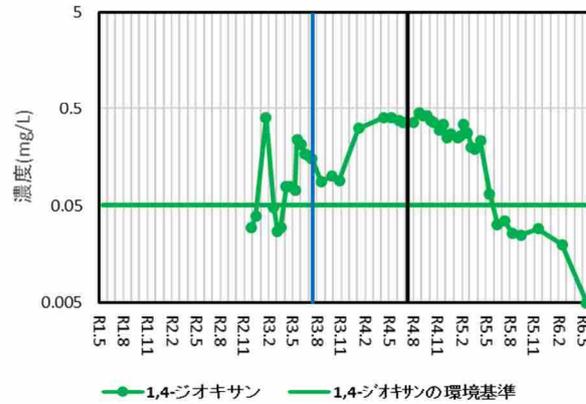
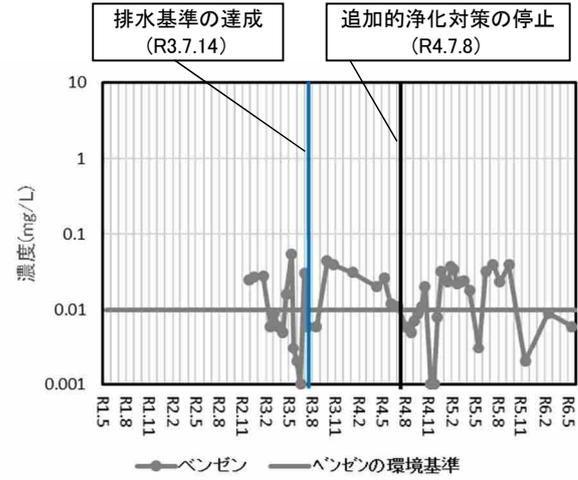


図3 地下水計測点③D西-1における汚染物質濃度の推移

3. 今後の予定

第3回第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R6.3.27Web開催）において「令和6年度における各種調査の実施方針」が審議・了承され、地下水計測点での水質計測を年4回（春夏秋冬）の実施することとなっており、今回、春季5月の水質計測を行った。

今後も、地下水の環境基準の到達に向け、所定の地下水モニタリングを継続し、リバウンドが確認された場合は、リバウンド対策を実施する。

自然浄化対策の実施状況と豊島処分地全体の保全管理の状況（その 1）

（令和 6 年 3 月～ 5 月）

豊島処分地の地下水浄化対策（地下水の水質計測を含む。）及び豊島処分地全体の保全管理の実施状況は、「地下水の自然浄化対策関連施設の運用を含む豊島処分地の維持保全管理マニュアル」（以下、「維持管理マニュアル」という。）（R5. 9. 25 策定）に基づき、四半期ごとに取りまとめ、委員長承認を得たうえで第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下、「第 2 次フォローアップ委員会」という。）委員及び関係者に報告している。

豊島処分地では、雨水の地下浸透等による自然浄化により地下水の環境基準の達成を目指しており、雨水の地下浸透量等の知見を得るため、令和 5 年 4 月（貯水池の水位測定は、令和 5 年 5 月から）から豊島処分地の降雨量や雨水貯水池等の水位観測を行っている。

今回、令和 6 年 3 月分から 5 月分までの豊島処分地の降雨量や貯水池等の貯留量及び地下浸透量等の観測・推定結果を別紙 1 に、地下水の自然浄化対策と維持保全管理マニュアル策定以降から令和 6 年 5 月分までの施設等のチェックリストの報告結果と対応を別紙 2 のとおり報告する。

なお、場内巡視については、「維持管理マニュアル」（R5. 9. 25 制定）に従い、令和 5 年度には 1 週間に 1 回実施していたが、同マニュアルの R6. 3. 27 改訂に伴い、令和 6 年度からは 1 か月に 1 回の頻度で実施している。

令和6年3月分から5月分までの 豊島処分地の降雨量や貯水池等の貯留量及び地下浸透量等の観測・推定結果

1. 概要

豊島処分地では、雨水の地下浸透等による自然浄化により地下水の環境基準の到達を目指しており、地下水の水質計測や豊島処分地の維持管理等を実施している。

今回、雨水の地下浸透による自然浄化や豊島処分地の維持管理等を行ううえで重要となる降雨量及び貯留量の観測結果、浸透量の推定結果を報告する。

2. 観測・推定結果

(1) 降雨量及び貯留量

豊島処分地の日降雨量及び貯水池及び浸透池（⑩、㉕、D西）の貯留量を図1～4及び表1に示す。

豊島処分地の降雨量は、ホームページにて公開している水防豊島（かがわ Web ポータル）の観測値から引用し、豊島処分地中央の貯水池の貯留量は、貯留雨水の水位を実測し、早見表から算定した。なお、貯水池の水位の測定は令和5年5月8日から、浸透池は令和5年4月5日から開始しており、「豊島処分地維持管理等事業 地下水の自然浄化対策関連施設の運用を含む豊島処分地の維持保全管理マニュアル」（以下、「維持管理マニュアル」という。）（R5.9.25 制定）に従い、令和6年3月25日までは原則1週間ごとに測定していたが、同マニュアルのR6.3.27改訂に伴い、令和6年4月以降は1か月ごととしている。ただし、「維持管理マニュアル」に定める概ね100mm/日以上または概ね30mm/時間以上の降雨が確認された場合には、これに加えて計測を実施することとしている。

令和6年3月以降、5月27日から28日にかけて降雨があった。降雨の予報を受けて、処分地の維持管理業務の受注者（以下、「受注者」という。）に、27日の午前中に降雨前の処分地の巡視を依頼するとともに、28日15時の時点で99mm/日の降雨が確認されたことから、「維持管理マニュアル」に基づき、同日の夕方及び翌29日の午前中に受注者に処分地の巡視を依頼した。その結果、堰板の破損や越流のないことを確認した。

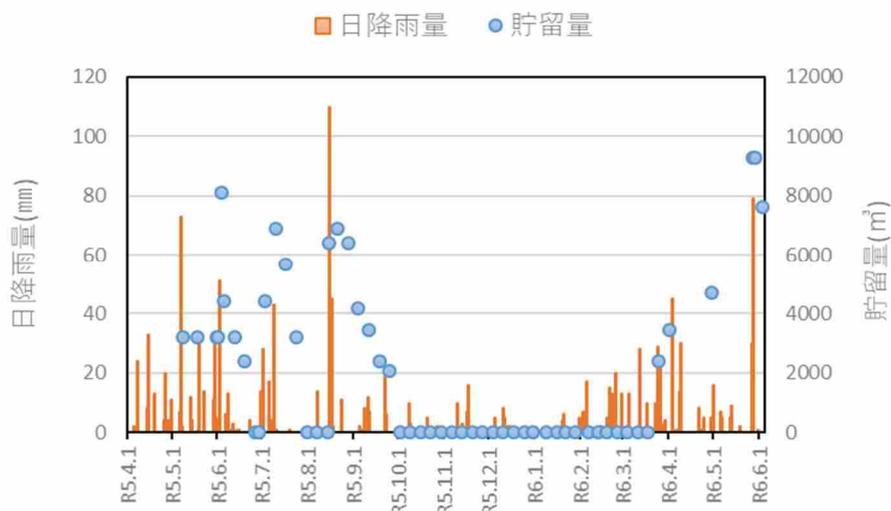


図1 豊島処分地の日降雨量及び貯水池の貯留量

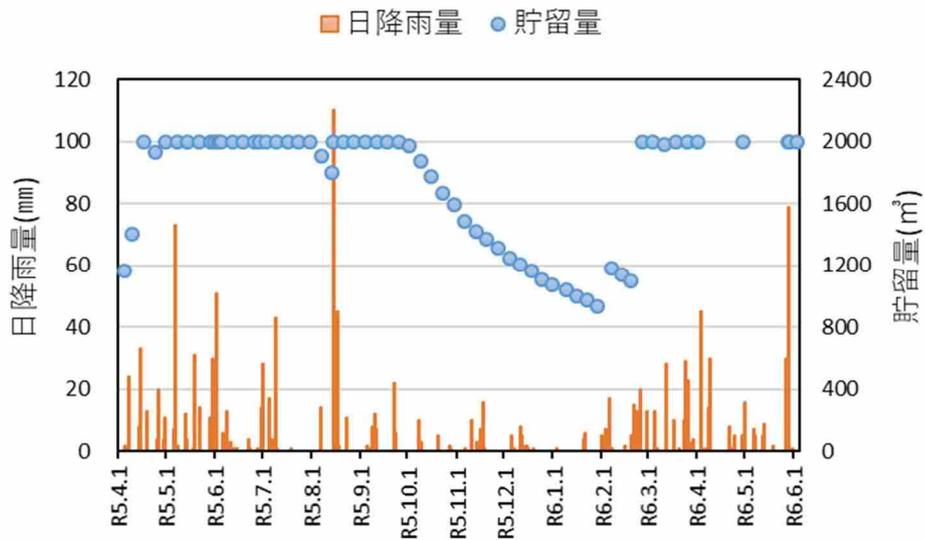


図2 豊島処分地の日降雨量及び浸透池⑯の貯留量

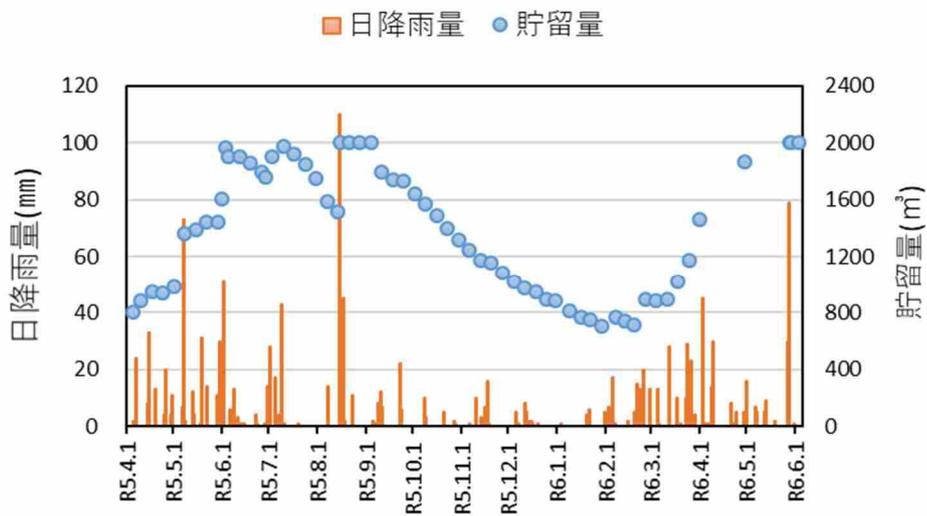


図3 豊島処分地の日降雨量及び浸透池⑮の貯留量

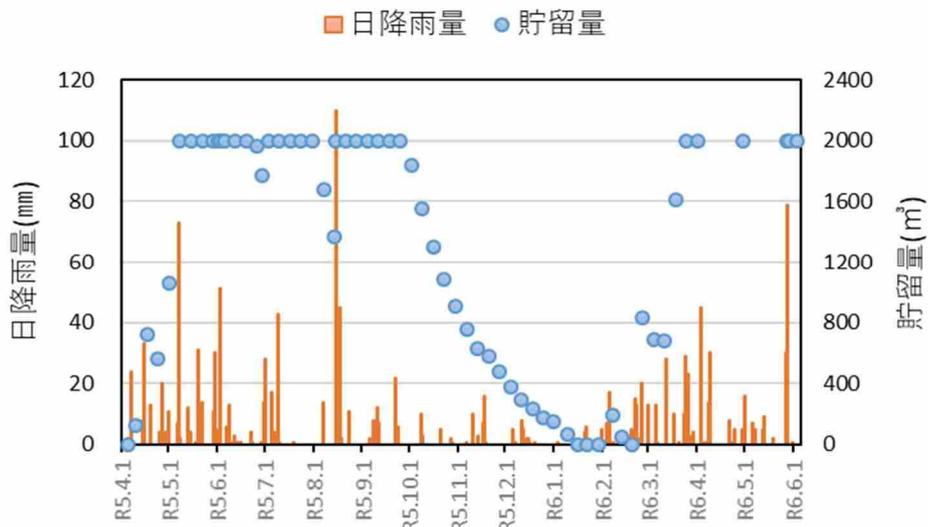


図4 豊島処分地の日降雨量及び浸透池D西の貯留量

表1 豊島処分地の月間降雨量データと貯水池及び浸透池（⑬、⑮、D西）の最大水位と貯留量

項目		単位	R5. 4 月	R5. 5 月	R5. 6 月	R5. 7 月	R5. 8 月	R5. 9 月
月間最大日降雨量		mm	33	73	51	43	110	22
月間総降雨量		mm	120	187	102	95	182	59
貯水池	月間最大水位 (TP)	m	-	3.00	3.20	3.15	3.15	3.04
	月間最大貯留量	m ³	-	3,214	8,126	6,898	6,898	4,196
浸透池⑬	月間最大水位 (TP)	m	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80
	月間最大貯留量	m ³	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
浸透池⑮	月間最大水位 (TP)	m	2.07	2.58	3.07	3.08	3.10	3.10
	月間最大貯留量	m ³	951	1,442	1,969	1,975	2,000	2,000
浸透池D西	月間最大水位 (TP)	m	1.86	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80
	月間最大貯留量	m ³	719	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

項目		単位	R5. 10 月	R5. 11 月	R5. 12 月	R6. 1 月	R6. 2 月	R6. 3 月
月間最大日雨量		mm	10	16	8	6	20	29
月間総雨量		mm	21	38	26	17	101	137
貯水池	月間最大水位 (TP)	m	貯留水なし	貯留水なし	貯留水なし	貯留水なし	貯留水なし	3.08
	月間最大貯留量	m ³	0	0	0	0	0	5,179
浸透池⑬	月間最大水位 (TP)	m	2.77	2.37	1.98	1.74	2.80	2.80
	月間最大貯留量	m ³	1,972	1,591	1,246	1,043	2,000	2,000
浸透池⑮	月間最大水位 (TP)	m	2.77	2.45	2.15	1.92	2.01	2.60
	月間最大貯留量	m ³	1,643	1,313	1,018	810	890	1,464
浸透池D西	月間最大水位 (TP)	m	2.69	2.01	1.56	1.27	1.95	2.80
	月間最大貯留量	m ³	1,840	910	378	65	832	2,000

項目		単位	R6. 4 月	R6. 5 月	R6. 6 月	R6. 7 月	R6. 8 月	R6. 9 月
月間最大日雨量		mm	45	79				
月間総雨量		mm	115	154				
貯水池	月間最大水位 (TP)	m	3.06	3.23				
	月間最大貯留量	m ³	4,688	9,281				
浸透池⑬	月間最大水位 (TP)	m	2.80	2.80				
	月間最大貯留量	m ³	2,000	2,000				
浸透池⑮	月間最大水位 (TP)	m	2.98	3.10				
	月間最大貯留量	m ³	1,870	2,000				
浸透池D西	月間最大水位 (TP)	m	2.80	2.80				
	月間最大貯留量	m ³	2,000	2,000				

(2) 地下浸透量の推定

豊島処分地の地下浸透量を表2に示す。

地下浸透量の推定にあたっては、計測期間中の期間総降雨量に流域面積 11.1ha と流出係数（㊦第16回Ⅱ/5-1別紙1表3）を乗じて流入量を算出し、同期間中の平均水面面積に実

蒸発散量 546mm/年 (⊕第 12 回Ⅱ/5 表 3-6) を乗じた蒸発散量と、同期間中の貯留量の増減から、浸透量を算出した。算出事例として、5 月分を以下に示す。

4/30 から 6/3 の期間で 158mm の雨量が観測され、処分地内に 17,111m³ の雨水の流入が観測された。一方、4/30 から 6/3 の期間の豊島処分地内の雨水の貯留量は、10,558m³ から 13,635m³ と 3,077m³ 増加し、また、同期間の蒸発散量は 912m³ と推定された。この期間において、 $17,111\text{m}^3 - 3,077\text{m}^3 - 912\text{m}^3 = 13,122\text{m}^3$ の雨水が処分地内に浸透し、1 日あたりの浸透量は、386m³/日となった。

表2 処分地内の貯留雨水（貯水池+浸透池⑬, ⑮, D西）の水位及び浸透量

計測期間	単位	5/8~6/1 (24日間)	6/5~6/26 (21日間)	6/26~7/31 (35日間)	7/31~9/4 (35日間)	9/4~10/2 (28日間)	10/2~10/30 (28日間)
期間総雨量	mm	107	31	110	182	59	21
最終水位 TP	m	3.0	貯留水なし	貯留水なし	3.04	貯留水なし	貯留水なし
流入量	m ³	11,588	3,357	11,913	19,711	6,390	2,274
蒸発散量	m ³	637	462	1,020	845	718	145
貯留量	m ³	8,822	5,755	5,750	10,196	5,455	3,814
浸透量	m ³ /日	446	357	311	412	372	135

計測期間	単位	10/30~12/4 (35日間)	12/4~1/9 (36日間)	1/9~2/7 (29日間)	2/7~3/4 (26日間)	3/4~4/1 (28日間)	4/1~4/30 (29日間)
期間総雨量	mm	38	27	45	71	137	111
最終水位 TP	m	貯留水なし	貯留水なし	貯留水なし	貯留水なし	3.01	3.06
流入量	m ³	4,115	2,924	4,874	7,689	14,837	12,021
蒸発散量	m ³	133	127	76	88	562	1,142
貯留量	m ³	2,642	1,918	2,139	3,570	8,924	10,558
浸透量	m ³ /日	147	98	158	237	319	319

計測期間	単位	4/30~6/3 (34日間)	6/3~7/1 (28日間)
期間総雨量	mm	158	
最終水位 TP	m	3.18	
流入量	m ³	17,111	
蒸発散量	m ³	912	
貯留量	m ³	13,635	
浸透量	m ³ /日	386	

(注1) 下線は、処分地中央の貯水池の水位を計測した計測日

(注2) 流入量 (m³) は、期間総雨量 (mm) に流域面積 11.1ha と流出係数 (㊦第 16 回 II/5-1 別紙 1 表 3) を乗じた値である。

(注3) 貯留量 (m³) は、処分地中央の貯水池と各浸透池の貯留量の合計である。

(注4) 計測期間は、貯水池の水位の計測を原則毎週月曜日に実施していることから、概ね 1 か月後の月曜日までとした。

(注5) 蒸発散量は、最近 10 年間の平均降水量に近い値である 2015 年の実蒸発散量 546mm/年 (㊦第 12 回 II/5 表 3-6) を用い、計測期間中の平均水面面積から算出した。

なお、各浸透池における地下浸透量については、浸透池側面から湧出する地下水の量を把握できないため、上記と同じ方法で推定ができない。そのため、貯水池と浸透池が分離された後の、各浸透池の貯水量の変化にて、地下浸透量の評価を行う。

各浸透池の日あたりの浸透量を図 5～7 に示す。

今回報告する令和 6 年 3 月から 5 月にかけては、浸透池への降雨による流入が続いたため、地下浸透量の評価は行っていない。

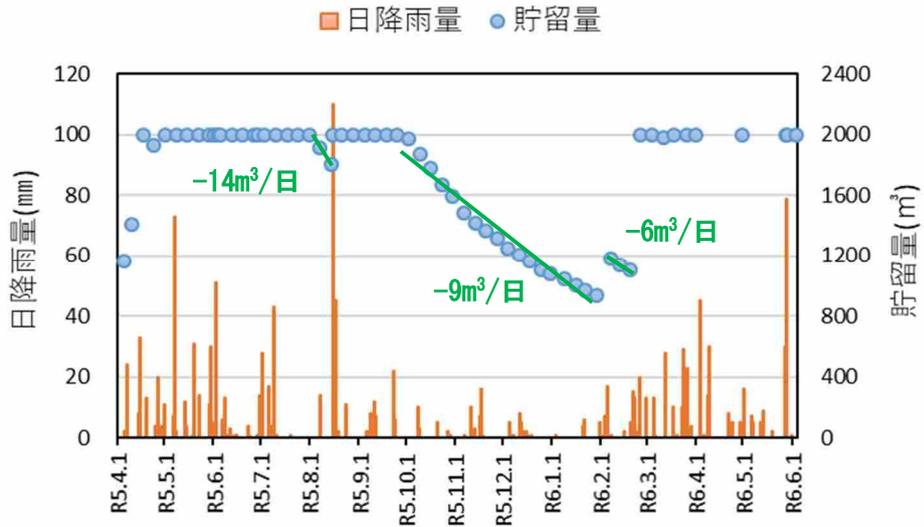


図5 日降雨量と浸透池⑯の地下浸透量

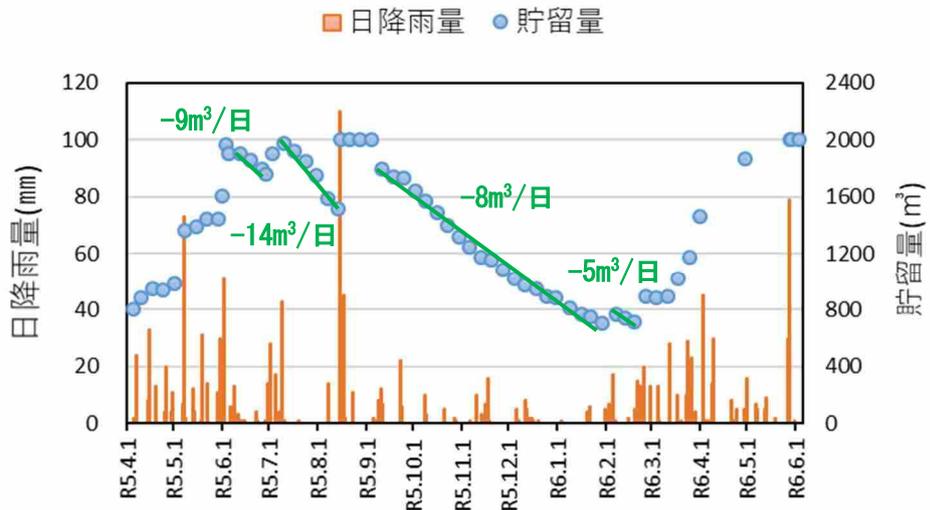


図6 日降雨量と浸透池⑮の地下浸透量

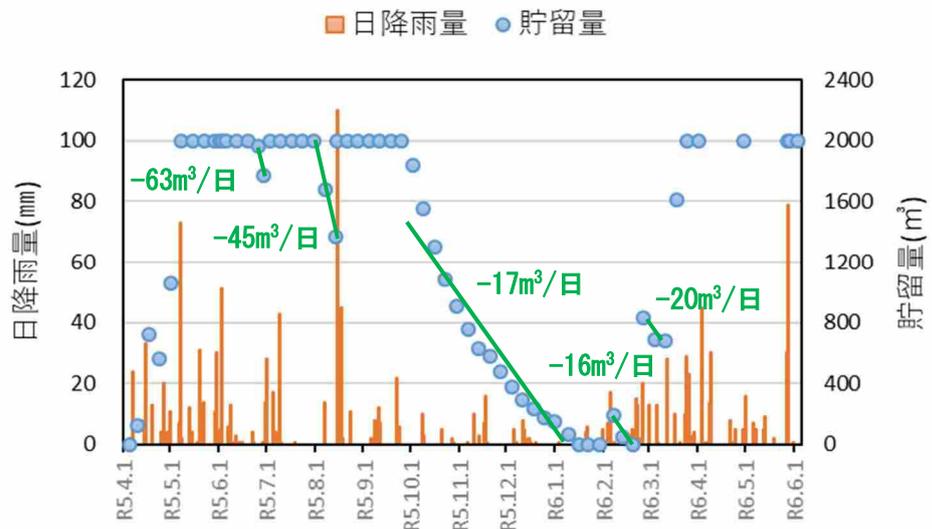


図7 日降雨量と浸透池D西の地下浸透量

令和6年3月分から5月分までの施設等のチェックリストの報告結果と対応

「豊島処分地維持管理等事業 地下水の自然浄化対策関連施設の運用を含む豊島処分地の維持保全管理マニュアル」に基づき、施設の点検等を行った結果、処分地全体の維持保全管理上、特に支障となる事象はなかった。

令和6年6月3日現在の現場の状況写真を写真1～4に、これまでのチェックの実施結果と県の対応等を表1に集計して示す。また、チェックリストの記載例を参考資料に示す。

なお、浸透池D西の法面の一部の崩落と北海岸土堰堤及び被覆石の部分から土砂の吸出しを受けている件については、経過観察を行っており、その状況を写真5、6に示す。併せて、北海岸土堰堤及び被覆石の部分から土砂の吸出しを受けている件について、令和6年5月13日に松島委員に現地確認を行っていただいた結果を別紙3のとおり報告する。



写真1 豊島処分地（東側から撮影）



写真2 豊島処分地（南側から撮影）



写真3 豊島処分地（北西側から撮影）



写真4 西海岸



写真5 浸透池D西（一部の法面崩落状況：管理上支障なし）



写真6 土堰堤（土砂の吸出し状況：本堤への影響なし）

表1 豊島処分地の施設等に関するチェックリストの集計表と県の対応

点検日時			R06/03/11 9:00	R06/03/18 9:00	R06/03/25 9:00	R06/04/01 15:00	R06/04/30 9:00	R06/05/27 9:00
点検実施者の区分・氏名			受注者 野村 幸祐	県職員 池内 正行	受注者 野村 幸祐	県職員 池内 正行	県職員 池内 正行 高木 遼司	受注者 野村 幸祐
チェック項目	雨水貯水池浸透池	雨水貯水池	適正 水位なし	適正 水位なし	適正 水位TP+2.95m	適正 水位TP+3.01m	適正 水位TP+3.06m	適正 水位なし
		浸透池⑩	適正 水位TP+2.78m	適正 水位TP+2.80m	雨水貯水池と一体化 水位TP+2.95m	雨水貯水池と一体化 ロープによる囲いが倒れており、水が引いた後修繕を行う。 水位TP+3.01m →【県の対応】水が引いた後、囲いの修繕を行うよう指示	雨水貯水池と一体化 ロープによる囲いが倒れており、水が引いた後修繕を行う。 水位TP+3.06m →【県の対応】水が引いた後、囲いの修繕を行うよう指示	適正 ロープによる囲いの修繕を行った。 水位TP+2.80m →【県の確認】ロープによる囲いの修繕を確認。
		浸透池⑮	適正 水位TP+2.01m	適正 水位TP+2.15m	適正 水位TP+2.31m	適正 水位TP+2.60m	適正 水位TP+2.98m	適正 水位TP+2.87m
		浸透池D西	3月4日より増破なし。 水位TP+1.82m →【県の確認】法面の一部に崩壊があるものの、ロープによる囲いの中で納まっており、管理上支障はない。	3月11日より増破なし。 水位TP+2.54m →【県の確認】法面の一部に崩壊があるものの、ロープによる囲いの中で納まっており、管理上支障はない。	雨水貯水池と一体化 水位TP+2.95m	雨水貯水池と一体化 ロープによる囲いが倒れており、水が引いた後修繕を行う。 水位TP+3.01m →【県の対応】水が引いた後、囲いの修繕を行うよう指示	雨水貯水池と一体化 ロープによる囲いが倒れており、水が引いた後修繕を行う。 水位TP+3.06m →【県の対応】水が引いた後、囲いの修繕を行うよう指示	適正 ロープによる囲いの修繕を行った。 水位TP+2.80m →【県の確認】ロープによる囲いの修繕を確認。
		・貯留水の流出がないか(リバンドの発生により揚水された地下水が浸透池に貯留されている場合)。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	土堰堤管理道	・崩れているところまたは損傷・破損しているところ、そのおそれがあるところはないか。また状況は如何か。	3月4日より増破なし。引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。	3月11日より増破なし。引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。	3月18日より増破なし。引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。	3月25日より増破なし。引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。	4月1日より増破なし。引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。	4月30日より増破なし。引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。
	導水管	・導水管呑口部の貯留水の状況は適正か。	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし
	観測井 電柱・電線 ゲート	・損傷・破損しているところ、そのおそれがあるところはないか。また状況は如何か	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし
	特記事項	・堰板の状況は適正か。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。
	【リバンド対策実施時】 揚水井 排水ポンプ 送水管	【稼働している場合】 ・ポンプが稼働しているか(動作音があるか)。 ・送水管から水が漏れていないか。 ・決められた場所に送水されているか。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

表1 豊島処分地の施設等に関するチェックリストの集計表と県の対応（続き）

点検日時		R06/05/28 16:15	R06/05/29 9:00	R06/06/03 9:00	
点検実施者の区分・氏名		受注者 野村 幸祐	受注者 野村 幸祐	県職員 池内 正行	
チェック項目	雨水貯水池浸透池	雨水貯水池	適正 水位TP+3.23m	適正 水位TP+3.23m	適正 水位TP+3.18m
		浸透池⑩	雨水貯水池と一体化 水位TP+3.23m	雨水貯水池と一体化 水位TP+3.23m	雨水貯水池と一体化 水位TP+3.18m
		浸透池⑮	雨水貯水池と一体化 水位TP+3.23m	雨水貯水池と一体化 水位TP+3.23m	雨水貯水池と一体化 水位TP+3.18m
		浸透池D西	雨水貯水池と一体化 水位TP+3.23m	雨水貯水池と一体化 水位TP+3.23m	雨水貯水池と一体化 ロープによる囲いが倒れており、水が引いた後修繕を行う。 水位TP+3.18m →【県の対応】水が引いた後、囲いの修繕を行うよう指示
		・崩れているところまたはそのおそれがあるところはないか。また状況は如何か。 ・水位はどうか、また適正か。 ・貯留水の流出がないか（リバウンドの発生により漏水された地下水が浸透池に貯留されている場合）。	該当なし	該当なし	該当なし
	土堰堤管理道	・崩れているところまたは損傷・破損しているところ、そのおそれがあるところはないか。また状況は如何か。	5月27日より増破なし。 引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。	5月28日より増破なし。 引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。	5月29日より増破なし。 引き続き監視を行う。 →【県の対応】監視を継続すること。
	導水管	・導水管呑口部の貯留水の状況は適正か。	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし
	観測井 電柱・電線 ゲート	・損傷・破損しているところ、そのおそれがあるところはないか。また状況は如何か	適正・異常なし	適正・異常なし	適正・異常なし
特記事項	・堰板の状況は適正か。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。	適正・異常なし →【県の確認】堰板に破損等がないことを確認。	
【リバウンド対策実施時】 揚水井 排水ポンプ 送水管	【稼働している場合】 ・ポンプが稼働しているか（動作音があるか）。 ・送水管から水が漏れていないか。 ・決められた場所に送水されているか。	該当なし	該当なし	該当なし	

豊島処分地の施設等に関するチェックリストの例

点検実施者の区分	氏名	点検日時
<p>県職員 ・受注者</p>	池内 正行	令和 6年 6月 3日 9時00分
施設の区分	チェック項目	異常の有無
雨水貯水池浸透池	<ul style="list-style-type: none"> ・崩れているところまたはそのおそれがあるところはないか。また状況は如何か。 ・水位はいくらか、また適正か。 ・貯留水の流出がないか（リバウンドの発生により揚水された地下水が浸透池に貯留されている場合）。 	<p>雨水貯水池 水位 TP+3.18m 異常なし</p> <p>浸透池⑯ 水位 TP+3.18m 雨水貯水池と一体化。</p> <p>浸透池⑳ 水位 TP+3.18m 雨水貯水池と一体化。</p> <p>浸透池D西 水位 TP+3.18m 雨水貯水池と一体化。ロープによる囲いが倒れており、水が引いた後修繕を行う。</p>
土堰堤管理道	<ul style="list-style-type: none"> ・崩れているところまたは損傷・破損しているところ、そのおそれがあるところはないか。また状況は如何か。 	5月29日より増破なし。引き続き監視を行う。
導水管	<ul style="list-style-type: none"> ・導水管呑口部の貯留水の状況は適正か。 	異常なし
観測井 電柱・電線 ゲート	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷・破損しているところ、そのおそれがあるところはないか。また状況は如何か 	異常なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・導水管の堰板の状況は適正か。 	異常なし
【リバウンド対策実施時】 揚水井 排水ポンプ 送水管	<p>【稼働している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプが稼働しているか（動作音があるか）。 ・送水管から水が漏れていないか。 ・決められた場所に送水されているか。 	対象外

(連絡先)

(昼間) 循環型社会推進課 : TEL 087-832-3228

(夜間・休日) 循環型社会推進課 池内 正行

北海岸土堰堤の現地確認

1. 概要

「豊島処分地維持管理等事業 地下水の自然浄化対策関連施設の運用を含む豊島処分地の維持保全管理マニュアル」に基づき、施設の点検等を行った結果を、第3回第2次フォローアップ委員会（R6.3.27Web会議）にて審議いただいた中で、北海岸土堰堤及び被覆石の接合部の一部に陥没が生じている件については、松島委員にて現地確認していただくこととなった。

ここでは、令和6年5月13日に行った、松島委員による現地確認状況について報告する。

2. 現地確認の実施状況

第3回第2次フォローアップ委員会の審議内容を受け、事務局並びに豊島住民会議も同行して、北海岸土堰堤の現地確認を行った。

現地確認の実施概要を表1に、現地確認箇所を図1に示す。

表1 現地確認の実施概要

実施日	R6.5.13
場 所	豊島処分地（北海岸土堰堤）
確認実施者	松島委員
確認立会	豊島住民会議



図1 現地確認箇所

現地確認では、表2のとおり意見等があった。

現地確認の状況を写真1～4に示す。

表2 現地確認での意見等

	意見・質問・要望等
松島委員	<ul style="list-style-type: none"> 土堰堤の現状としては、被覆石の部分から多少の土砂の吸出しを受けているが、直ちに土堰堤に影響を及ぼすものではない。 土堰堤の法肩の膨らみや天端のひび割れ、法面に水平方向のひび割れが生じた場合は、土堰堤が動いている可能性があるため、対策が必要となる。現状はこの状況にない。 土堰堤は、コンクリート構造物より波や潮汐、降雨等の影響を強く受け、崩壊に向かう速度は早くなる。維持管理を通じて、変状を把握していくことが重要である。
豊島住民会議	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし。



写真1



写真2



写真3



写真4

3. 今後の予定

維持保全管理マニュアルに基づく巡視の際には、土堰堤の形状変化に着目し、法肩の膨らみや天端のひび割れ、法面の水平方向のひび割れが確認された場合は、直ちに補修等の対応を検討し、第2次フォローアップ委員会に諮る。承認を頂いた後に関係者に通知し、可及的速やかに工事等に着手する。

浸透池周辺の盛土による嵩上げ工事の進捗状況

1. 概要

第 3 回第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会 (R6. 3. 27Web 開催) において、審議・了承いただいた「浸透池周辺の盛土による嵩上げ工事の実施計画 (資料 3 ・ II / 7) 」では、嵩上げ工事を 4 月から着工することとしていたが、令和 6 年 4 月 30 日に「浸透池周辺の盛土による嵩上げ工事の遅延について」にて委員・関係者の方々にお知らせしたとおり、降雨の影響により貯水池の水位が高く、現時点においても着工できていない状況である。

今後、水位が下がり次第、嵩上げ工事に着手する。

2. 降雨及び貯留量

豊島処分地の日降雨量及び貯水池の貯留量を図 1 に示す。

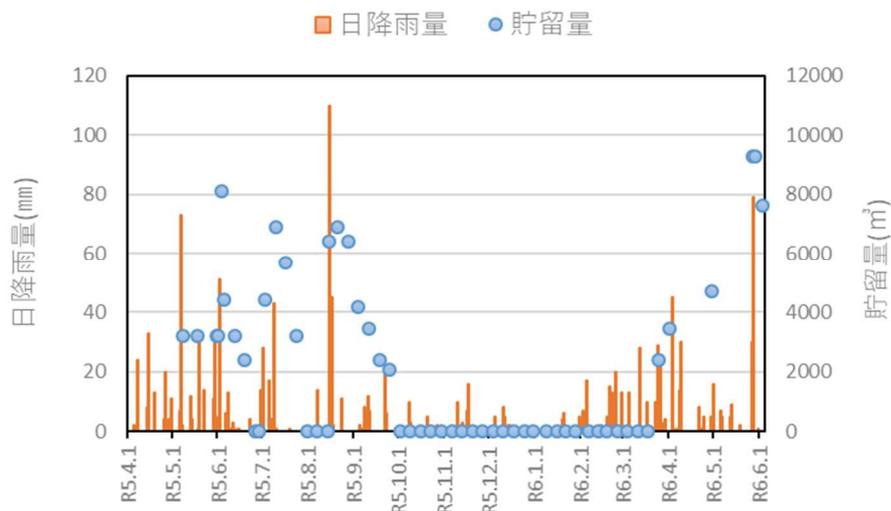


図 1 豊島処分地の日降雨量及び貯水池の貯留量

3. 今後の予定

浸透池の崩落した一部の法面が修繕できる高さまで、水位が下がった後、法面の修繕を行い、周囲を盛土にて嵩上げを行う。